

法人の学生緊急支援基金による支援金に関するQ & A

1 法人の学生緊急支援基金による支援金（以下「基金支援金」という。）の対象者は、どのような学生ですか。（基金支援金を受けるための要件はどのようなものですか。）

次の①、②、③のすべてに該当する学生が対象です。

- ① 学部生、大学院生、研究生及び留学生（ただし休学中の学生は除きます。）で、「自宅外の学生」であること
 - ② 一律5万円の法人の学生緊急支援金（以下「法人支援金」という。）を受けていないこと
 - ③ 経済的に困窮している学生として、基金支援金の申出書（様式1）の申出事項に該当する項目が一つ以上あること
- （なお、基金支援金の申出書（様式1）には、該当するものすべてに✓してください。）

2 「自宅外の学生」とはどういう学生ですか。

通学のために、家族やその他の生計維持者等から独立して生活拠点（アパートや借家、下宿等）を有している学生です。その生活拠点に住民票があるかどうかは問いません。

また、基金支援金の申出の時点では実家で生活しているが、通学のために、アパートや借家等の家賃を、本人、家族やその他の生計維持者等が支払っている学生は、「自宅外の学生」とします。

3 国の修学支援新制度（家計急変を含む。）及び法人の授業料減免制度（以下「国の制度等」という。）による授業料の減免を受けているが、法人支援金（50,000円）の給付を受けていない学生は対象となりますか。

この基金支援金は、法人支援金（50,000円）と重複して給付を受けないようにするもので、法人支援金（50,000円）を受けていない学生は、要件（上記1）を満たしていればこの基金による給付を受けられます。

なお、国の制度等による減免を受けている「自宅外の学生」は、法人支援金（50,000円）の申出もできます（申出期限は9月30日まで）。ただし、どちらか一方のみの申出となります。

4 国の制度等に申請したが授業料の減免を受けることができなかった学生や国の制度等に申請しなかった学生は、この基金支援金を受けられますか。

どちらの学生も基金支援金を受けられます。

この基金支援金は、法人支援金（50,000円）と重複して支援金を受けることがないように制度を創設したものですので、法人支援金を受けていない学生で要件（上記1）に該当すれば、この基金支援金を受けられます。ただし、どちらか一方のみの申出となります。

5 いわゆる「社会人」学生は、この基金支援金を受けられますか。

自宅外の社会人学生（仕事を持っている学生）は、どのような雇用形態であっても（正規雇用であろうとアルバイトであろうと）、労働の対価としての収入が申出書の申出事項に該当していれば、この基金支援金の対象となります。

「自宅外の学生」とは、家族やその他の生計維持者から独立して生活拠点を有している学生ですので、家族と同居して生活をしている社会人学生は対象とはなりません。通学するために家族とは別に、学生本人が生活拠点を持っていることが必要です。

6 「留学生」は、この基金支援金を受けられますか。

留学生（正規留学生及び派遣留学生）は、「自宅外の学生」であれば、この基金支援金の対象となります。例えば、本国に家族等を残して一人で来日している学生は、「自宅外の学生」ということになり、要件（上記1）を満たすことで、対象となります。

家族とともに来日し家族と同居して生活している学生は、「自宅外の学生」にはあたりませんので、対象とはなりません。

なお、交換留学生については、基金支援金の支払い時の状況により、要件に該当するかどうかを判断します。例えば、基金支援金の支払い時に本学に帰国している学生等（「自宅外の学生」とは言えない）には支給しません。

7 休学中の学生は対象となりますか。

休学中の学生は、この基金支援金を受けられません。この基金は、経済的に困窮することによる学修等への影響を少しでも軽減しようとする趣旨から制度化したものです。休学は、一定の期間学修しないことを認める制度ですので、学修への支援のための基金の対象とはしないこととしたものです。

なお、基金支援金の申出期間内に復学した学生は、要件（上記1）に該当すれば、基金支援金の支援を受けられます。

8 教育実習や看護学部における隣地実習の期間だけ実習先近くに下宿する場合、「自宅外の学生」の対象となりますか。

「自宅外の学生」の対象となります。